

## 鹿児島県主要農作物（稲、麦及び大豆）種子審査補助員設置要領

### （目的）

第1 この要領は、主要農作物のうち稲、麦及び大豆の種子審査事務の効率的な運営を図るため、鹿児島県主要農作物の種苗の安定供給に関する条例（以下「条例」という。）及び鹿児島県主要農作物（稲、麦及び大豆）指定種子審査要領第2の2に基づき、種子審査員（以下「審査員」という。）を補助する種子審査補助員（以下「補助員」という。）の設置に必要な事項を定めるものとする。

### （補助員の任命又は委嘱）

第2 補助員は、審査員の事務を補助するために必要な知識及び技術を有し、かつ、主要農作物（稲、麦及び大豆）の優良な種子の生産及び普及に熱意を有している次の者の中から選考して、知事が任命又は委嘱するものとする。ただし、県職員以外の者から選考する場合には、原種又は一般種子の生産に直接関係する者を除くものとする。

（1）県職員

（2）鹿児島県米・麦等対策協議会種子部会員

（3）関係する市町村の職員

（4）関係する農業協同組合の職員

（5）その他必要な知識及び技術を有している者（関係機関・団体の退職者等）

2 知事は、補助員を任命又は委嘱するにあたり、審査員に準じたその身分を示す証明書（別記様式第1号）を交付するものとする。

3 補助員は、審査員の事務を補助するにあたり、前項の証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを呈示しなければならない。

### （補助員の事務）

第3 補助員は、次の事務を行うことができるものとする。

（1）ほ場審査及び生産物審査の請求者（その代理人を含む。以下同じ。）との間における当該審査に関する事項の連絡調整

（2）審査のための調査、勧告、助言及び指導

ア ほ場審査前

（ア）種子の予措の方法及び育苗の管理方法

（イ）播種日又は移植日

（ウ）病虫害発生状況及び防除の方法

（エ）異種類、異品種等の個体の抜取り状況

イ 生産物審査前

（ア）収穫、乾燥、調製及び包装の方法並びに農機具の清掃の方法

（イ）種子の調製用機械・施設の調整の方法

ウ 審査の終了後

（ア）審査の結果不適合と認められた指定種子生産ほ場及びその生産物の処理の方法

（イ）優良な種子を生産するために改善すべき事項

（3）審査及び審査結果の記録及び補助

（4）ほ場審査証明書及び生産物審査証明書の交付の補助

2 審査員は、補助員に審査を行わせ、補助員による審査の結果を検討の上、補助員が審査した農作物又は種子を審査員が抽出して審査を行う等の審査の効率化を図ることができるものとする。ただし、審査員による抽出審査中に不合格の農作物及び種子を認めた場合には、直ちに審査員による個別審査に切り替えるものとする。

#### 附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

表

第 号
身 分 証 明 書
所属・職 氏 名 ( 年 月 日生まれ)
上記の者は、鹿児島県主要農作物の種苗の安定供給に関する条例第6条及び鹿児島県主要農作物（稲、麦及び大豆）指定種子審査要領第2の規定に基づくほ場審査及び生産物審査の補助を行う者であることを証明する。
年 月 日
鹿児島県知事 ○ ○ ○ ○ <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">印</span>

裏

鹿児島県主要農作物の種苗の安定供給に関する条例（抜粋） (審査) 第6条 指定種苗生産ほ場の経営者（以下「指定種苗生産者」という。）は、その経営する指定種苗生産ほ場についてはほ場審査を受けなければならない。 3 稲、麦及び大豆の種子を生産する指定種苗生産者は、指定種苗生産ほ場において生産された種子について、生産物審査を受けなければならない。  鹿児島県主要農作物（稲、麦及び大豆）種子審査補助員設置要領（抜粋） (補助員の任命又は委嘱) 第2 補助員は、審査員の事務を補助するために必要な知識及び技術を有し、かつ、主要農作物（稲、麦及び大豆）の優良な種子の生産及び普及に熱意を有している次の者の中から選考して、知事が任命又は委嘱するものとする。 3 補助員は、審査員の事務を補助するにあたり、前項の証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを呈示しなければならない。
---

注1) 本様式は、鹿児島県主要農作物（稲、麦及び大豆）指定種子審査要領で定める審査員の身分証明書に準じる。

注2) 同要領で定める様式を改正する場合、本様式も併せて改正することとする。